

別添

## 農地法の適正な運用に係る留意事項について

### 第1 農地法第3条関係

#### (1) 耕作証明書

耕作者であることの証明が必要となる場合にあっては、「耕作証明願・耕作証明書（参考例）」（別紙様式例第1号）によるものとする。

なお、この証明書については、各農業委員会において、別途様式を定めることができるものとする。

#### (2) 農地所有適格法人に係る要件の確認

農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第2条第3項の規定による農地所有適格法人に係る要件の確認に当たっては、「農地所有適格法人要件の適格説明書（参考例）」（別紙様式例第2号）により行うものとする。

なお、この様式については、各農業委員会において、別途様式を定めることができるものとする。

### 第2 全般的事項

#### 1 農地転用許可の審査体制関係

##### (1) 事務処理手続の合理化

ア 農業委員会（法第4条に基づき指定を受けた指定市町村及び転用面積4ha以下の事案に係る「岐阜県事務処理の特例に関する条例」（平成12年岐阜県条例第4号。以下「事務処理特例条例」という。）により権限移譲を受けた市町村に係る農業委員会を除く。以下同じ。）、市町村及び岐阜県の当該市町村を管内とする関係農林事務所（以下「農林事務所」という。）において、優良農用地の確保、農業公共投資との調整、土地利用計画との整合性の確保、その他法の適正な運用を図るための必要な事項について相互に連携を取りながら検討するものとし、併せて事務処理の合理化を図るため、農業委員会の意見書等の様式を定めて農地転用許可申請書に添付するものとする。

イ 農地転用許可申請書の受理後にあつては、農業委員会において、「農地又は採草放牧地の転用許可申請書等チェックリスト」（別紙様式例第3号）により転用許可に係る形式的な要件等の確認を行うものとし、必要に応じて、申請者に対し早期に補正指導等を行うよう努めるものとする。

##### (2) 農業委員会と市町村部局との役割分担の明確化

農業委員会の職員が農政課・産業課など市町村部局の職員と兼務する場合は、執行機関相互の事務分担を明確にし、農業委員会本来の役割、機能が損なわれることのないよう留意すること。

#### 2 農地転用許可申請に係る取扱手続関係

##### (1) 農林事務所等との調整

ア 農業委員会は、農地転用許可申請書の提出があつたときは、法第4条第6項又は第5条第2項に規定する許可の基準に基づき「許可申請書に係る意見書」（別紙様式例第4号の1、同第4号の2）の「農地転用に関する許可基準からみた意見」欄の各検討事項について、その意見を決定するものとする。

なお、法定添付書類の添付漏れなど申請書の形式要件を満たしていない申請や資金計画を充足しない資金証明書が添付されるなど明らかに一般基準を満たしていないものが農地転用許可申請書として農業委員会に提出された場合であり、かつ、申請の当該補正が完了しない段階では許可相当であるか否か適切に判断できない場合にあっては、農業委員会が適切に意見を付すために、申請書の当該補正対応後に農業委員会の総会に諮るものとする。

イ 農業委員会は、法第4条第4項又は法第5条第3項の規定に基づき、農業委員会等に関

する法律（昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」という。）第43条第1項の規定に基づき指定された農業委員会ネットワーク機構（岐阜県においては（一社）岐阜県農業会議。以下「農業会議」という。）に対する意見聴取を行う際、「諮問依頼書（参考例）」（別紙様式例第5号）を添付するものとする。また、農業会議は、同会議において設置された常設審議委員会における審議後、遅滞なくその諮問結果を、「答申書（参考例）」（別紙様式例第6号）により当該農業委員会に通知するものとする。

ウ 農業委員会は、農林事務所へ農地転用許可申請書を送付\*する際、農業委員会の意見書を添付するものとする。

なお、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可申請にあつては、法第4条第3項に基づき送付される意見書の附属書類として、「営農型太陽光発電設備の一時転用許可に係る説明書（参考例）」（別紙様式例第7号）も併せて送付するものとする。

※申請書を送付すべき期間

農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号。以下「規則」という。）第32条に基づき、原則として申請書の提出があつた日の翌日から起算して40日（法第4条第4項又は第5項の規定により都道府県機構の意見を聴くときは、80日）とされている。

なお、期間の算定に当たっては、「岐阜県の休日定める条例」（平成元年岐阜県条例第5号）に定める県の休日を除くものとする。

エ 農業委員会は、別途定める期日までに農林事務所へ農地転用許可申請書を送付するものとする。

また、農地転用許可申請書の送付に当たっては、「農地転用許可申請総括表」（別紙様式例第8号）及び「法第4条（第5条）関係申請明細書」（別紙様式例第9号の1、同第9号の2。以下「農地転用許可申請総括表」及び「法第4条（第5条）関係申請明細書」を「申請明細」という。）を添付するものとする。

オ 農林事務所においては、農業委員会から農地転用許可申請書の送付があつたときは、農業委員会の意見書の記載内容を踏まえ、農地転用の可否等について前記第2の2の(1)のAに準じて検討するものとする。

カ 前記第2の2の(1)のA又はオによる検討の結果、農地転用許可を受けられる見込みのないことが明確である場合は、申請者に対し、農地転用許可申請に係る申請取下げ意思の有無を確認するものとする。

キ 農林事務所においては、必要に応じて、申請明細及び岐阜県農政部農村振興課（以下「農村振興課」という。）における審査事案に係る法第4条又は同第5条に基づく農地転用許可申請書を農業委員会から送付のあつた日から定められた期日までに農村振興課へ進達するものとする。

なお、進達に係る期日にあつては、別途定めるものとする。

ク 農業委員会の意見書の「特定土地改良事業等関係」欄の記載については、当該農地に係る農業生産基盤の整備開発関係に係るすべての農業公共投資（計画中のものを含む。）を記載するものとする。

ケ 農村振興課は、許可相当と認めた申請明細を農林事務所へ送付する。

コ 農林事務所は、農地転用許可をした後、当該許可に係る申請明細を関係市町村農業委員会へ送付する。

なお、同申請明細は、農地転用許可後の転用事業の進捗状況等について把握・管理するために「事業進捗状況管理表」（別紙様式例第10号）として使用するものとする。

サ 「違反転用の是正に係る取組の強化等について」（平成26年1月10日付け25農振第1814号各都道府県知事あて農林水産省農村振興局長通知。以下「違反転用取組強化通知」という。）記2(2)により、都道府県知事が毎年12月末の状況を翌年1月末日までに地方農政局長に報告することが求められていることから、農業委員会は、管内の農地転用事業の進捗状況等について、「事業進捗状況管理表」（別紙様式例第10号）により、毎年12月末の状況を翌年1月10日までに農林事務所に報告すること。また、農林事務所は1月20日までに農村振興課へ進達すること。

なお、事務処理特例条例により権限移譲を受けた市町村に係る農業委員会にあっても、上記国通知により、毎月12月末の状況を翌年1月10日までに農林事務所に報告すること。

## (2) 土地改良事業施行地域における農地転用

ア 農業委員会は、申請に係る土地が土地改良区内である場合は、申請者に対し土地改良区の意見書を添付するよう指導するものとする。

なお、規則第30条第1項第6号の規定による意見書については、「土地改良区の意見書（参考例）」（別紙様式例第11号）によるものとする。

イ 土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく計画概要の公告の日から、工事完了の公告の日の属する年度の翌年度から起算して8年を経過する日、又は換地処分公告の日のいずれか遅い日までに属する土地改良事業の施行地域内で、かつ農用地区域の変更を伴わない地域における農地転用について、規則第30条第1項第6号（規則第57条の4第2項第3号により準用する場合を含む。）の規定により交付された土地改良区の意見書については、当該土地改良区が、あらかじめ市町村及び関係農林事務所の土地改良事業担当課とそれぞれ協議したことを確認するものとする。

ウ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）に基づく農用地区域の変更を伴う農地転用許可申請であって農用地区域の変更に係る事前調整手続の過程においてこれらの機関と協議を了しているものについては、上記の協議を省略することができるものとする。

エ 農業委員会は、法第4条第1項ただし書又は法第5条第1項ただし書の規定により農地転用許可が不要とされている転用についても前記第2の2の(2)のイに準じて協議するよう指導するものとする。

オ 農業委員会は、前記第2の2の(2)のイ又はエの場合において、市町村営事業等で土地改良区が設立されない場合、又は土地改良区が未設立若しくは解散している場合は、農地転用事業者が市町村及び農林事務所の土地改良事業担当課に協議するよう指導するものとする。

カ 土地改良事業の施行地域内で、かつ、農用地区域の変更を伴う農地転用については、当該変更に係る事前調整手続の過程で市町村長が農林事務所、土地改良区等と協議することとなるので、当該協議の際、前記第2の2の(1)のイに準じてその内容を検討するものとする。

キ 土地改良事業の一時利用地の指定に係る土地の農地等の転用は原則として許可しないものとする。

ただし、農地区分が第1種農地又は甲種農地としての農地転用許可基準に適合し、一時利用地の指定中の農地を転用することについて特にやむを得ない事情が認められ、かつ、次に掲げる書面が添付されている場合に限り特例として許可するものとする。

(ア) 一時利用地の指定通知書の写し、又はその内容を証する書面

(イ) 当該転用に同意し、又は承認する旨を明らかにした次に掲げるいずれかの書面

a 土地改良事業の施行地域（換地工区がある場合には、当該工区）内の土地の所有者及び賃貸借その他の使用収益権を目的とする権利を有する者の全員の同意書

b 土地改良区の総会又は総代会の議事録の謄本

c 土地改良区の理事会の議事録の謄本及び理事会に対して農地転用について同意し、又は承認する権限を委任したことを証する総会又は総代会の議事録の謄本

## (3) 関係法令の許可

ア 農地転用許可に当たっては、「砂利採取法（昭和43年法律第74号）」、「都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「都計法」という。）」、「森林法（昭和26年法律第249号）」、「砂防法（明治30年法律第29号）」、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）」等他法令の許可等の許可見込みが必要となり、原則として同時許可とされていることから、これらの関係機関との連携を密にすること。

なお、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という。）に基づく許可については、農地転用担当部局から盛土規制法担当部局に当該許可の見込みを確認し、農地転用許可の可否を判断することとなり、農地転用許可と盛土規制法の

許可を同日付けで行う必要が無いこと。

イ 市町村条例等で定められている都計法以外の開発許可、開発同意、届出、協定締結等（以下第2の2の(3)において「開発許可等」という。）が適用される案件においては、農地転用許可を保留することについて申請者の同意を得たうえで、開発許可等と同日付け又は開発許可等が施行されたことを確認した後に農地転用を許可すること。

なお、申請者の同意が得られない場合は、農地転用許可を保留する法令上の根拠が無いため、許可基準の充足性が確認でき次第農地転用許可を行うこと。

また、許可基準充足性の確認については、市町村担当部局に口頭確認することを想定しており、許可書の写し等の提出まで求めるものではないこと。

ウ 農業委員会が、関係許可等があったことを把握したときは、直ちに電子メール及び電話により農林事務所に対しその旨を連絡すること。また、その連絡を受けた農林事務所は、直ちにその旨を農村振興課に共有すること。

#### (4) 土地開発公社による農地転用

ア 土地開発公社が、法令により土地利用が規制されている土地を取得しようとするときは、関係法令を遵守するものとされており、農地の取得に当たっては許可を要すること。

イ 土地開発公社は、耕作目的での農地の取得又は農地としての代替地の取得は行わないものとされていること。

また、市町村等の実施する公共事業により収用される農地の代替農地提供を目的とする農地の取得は、許可できないこと。

ウ 土地開発公社が転用目的で取得した農地は、速やかに非農地化するものとされていること。

エ 土地開発公社による農地の転用、所有権の移転等に際しては、法が求める手続、税法上の問題等について、あらかじめ関係行政機関と十分協議するものとされていること。

#### (5) 市町村による農地取得

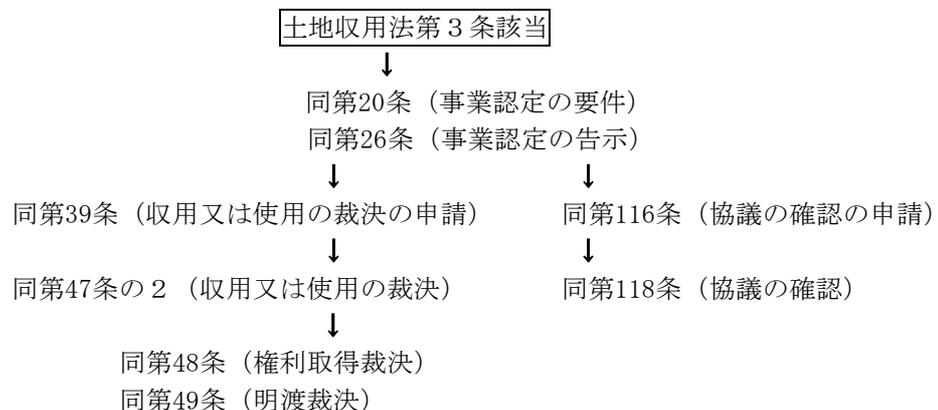
ア 市町村の農地取得については、土地収用法（昭和26年法律第219号）その他の法令による場合等、法令上適用除外に該当するものを除き許可を要すること。

なお、市町村による公共事業により収用される農地の代替農地提供を目的とする農地の取得は、許可できないことに留意すること。

イ 土地収用法第118条（協議の確認）の規定による協議の確認が行われた場合には、同法第121条の規定により、収用又は使用の裁決があったものとみなされていることから法第5条第1項の許可を受けなくてもよい場合に該当すること。

なお、以下の取扱いは、事業主体を問わない規定となるが、事業主体が地方公共団体であれば、土地収用法第3条各号に掲げられている事業に該当すれば許可不要となること。（法第5条第1項第7号（その他農林水産省令で定める場合）、規則第53条第5号）

#### <参考：土地収用法第3条に該当する事業の取扱い>



## (6) 「表土の補充」の取扱い

「土地改良事業計画設計基準・計画「ほ場整備（畑）」基準及び運用の解説、技術書について」（平成19年4月16日付け18農振第1623号農村振興局企画部資源課長通知）の技術書<sup>\*</sup>で示された「作土の深さ」を踏まえ、補充前後の土地の地盤面の標高差が30cmを超えるものについては、原則、農地転用許可の対象とする。

※「技術書」23. 畑地における土層改良－23.1有効土層厚に関する様々な指標値の③表-23.3

なお、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30cmを超えるものについては、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがあると認められる工事として、併せて「盛土規制法」<sup>\*</sup>に基づく許可又は届出の対象となり得るため、上記の農地転用許可申請者に対して、必要に応じて盛土規制法に係る手続の有無について確認すること。

※「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」（昭和37年政令第16号）第5条第1項第5号及び「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則」（昭和37年建設省令第3号）第8条第9号・第10号口参照

## (7) 駅・役場等の施設に係る農地種別の判断

ア 規則第43条第2号に掲げる施設に係る農地種別の判断に当たって、施設側を起点に判断する際にあつては、制度の恣意的な運用を防止する観点から踏まえ、原則として駅・役場等の施設の中央部を起点とすること。

なお、施設の中央部については、駐車場等の付帯施設を除く、施設の主たる機能を有する建物の中央部とすること。

また、規則第35条第4号口に規定する道路については、その出入口と一般道路（自動車専用道路以外の道路）が接する箇所を起点とすること。

イ 規則第43条第2号に掲げる施設に係る農地種別の判断に当たって、施設を起点として距離を計測する場合であり、かつ、農地1筆の全てがおおむね300m以内に入りきらない場合は、おおむね300mに入る部分を第3種農地と判断すること。

なお、おおむね300mに入らない部分については、その部分について個別に農地区分を判断する必要があること。

## (8) その他

ア 「農地転用許可後の事業計画変更承認申請書」（別紙様式例第12号）については、農地転用許可申請に準じて処理するものとする。

イ 事業計画の変更承認は、「農地転用事業計画変更承認書」（別紙様式例第13号）により行うものとする。

ウ 農業委員会から農林事務所に対する事業計画変更承認申請書の送付に当たっては、「事業計画変更関係申請明細書」（別紙様式例第14号）を添付するものとする。

エ 承認申請書に添付すべき農業委員会の意見書の様式については「許可申請書に係る意見書」（別紙様式例第4号の1、同第4号の2）を準用するものとし、「農地転用許可」を「農地転用事業計画変更承認」と読み替えるものとする。

オ 農用地区域外において行われている農地等の一時転用については、原状に回復することなく、事業計画変更の承認を受けて、恒久転用に切り換え、転用目的を変更し、又は他の者に転用事業を承継させることができるものとする。

カ 農地転用許可書又は承認書の変造その他の不正使用を防止するため、公印は、許可書等用紙と許可申請書等副本との両方にかけて割印するものとする。

ただし、農地転用許可申請が電子申請されたものを除く。

キ 行政書士など代理人により申請がなされるときには、申請者に準じて、農地転用許可申請書において、代理人の住所・氏名の記載がなされていることを確認すること。また、代理権限を証する書面（委任がなされていることが分かる書面等）と当該内容を確認すること。

ク 民事執行法（昭和54年法律第4号）の規定により不動産の売却を実施する競売又は国税滞納処分による農地等の公売により、法第5条第1項の規定による許可を要する農地等が売却される場合にあつては、買受の申出を希望する者による、農業委員会に対する「買受適格証

明願（参考例）」（別紙様式例第15号）の提出が必要となること。

ケ 国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定に当たって、事業実施主体となる市町村の事業課より農業委員会に照会があった場合については、以下のとおり取り扱うものとする。

(7) 当該土地が過去に適法に農地転用許可を得ていることを農業委員会サポートシステム（農地台帳を含む。）等により確認できる場合は、土地の現況への地目認定が可能と考えられること。

(イ) 当該土地が森林の様相を呈するなど、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない状況となっている場合には、改めて農業委員会からの非農地通知等を発出することなく、土地の現況への地目認定が可能と考えられること。

(ロ) 当該土地が農振農用地である場合は、農振法に基づく整合性を図る必要があるため、担当課と調整等を行うこと。

(エ) 当該土地が違反転用されたものである場合は、農地法に基づく追認許可等是正手続が必要になること。

コ 行政手続法（平成5年法律第88号）第7条により、申請が行われた場合には、申請が事務所に物理的に到達した時点から審査開始義務が発生し、受理概念が排除されているため、個別法に定めがある場合を除き、「受付はするが受理はしない」という対応はできないこと。

なお、申請者より自発的に許可申請書の取下げの意思が示された場合にあつては、その意思を確認するため書面（「許可申請取下願」（別紙様式例第16号））の提出を指導すること等により、申請者に対しその意思を確認するものとする。

その際、既に受理がされた許可申請書に対する返戻の必要性を確認し、行政庁において收受をした文書については、申請者の意向を確認した上で申請書の写しを作成し、提出された「許可申請取下願」と共に保管するものとする。また、農業委員会や農林事務所それぞれの行政庁において押印された收受印については、取消し線を引いた上で返戻日を明記すること等により、当該文書が返戻された文書であることが分かるようにするものとする。

### 第3 法第4条及び第5条関係

#### 1 資金証明書関係

##### (1) 法令の根拠

農地転用許可申請書を提出する場合には、規則第30条第1項第4号及び同第57条の4第2項第1号により「転用の目的に係る事業を資金計画に基づいて実施するために必要な資金があることを証する書面（以下「資金証明書」という。）」を添付することが義務付けられていること。

##### (2) 資金証明書となる書面

「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4068号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「事務処理要領」という。）別紙1の第4-1-(1)-イ-(カ)に掲げる書面。

また、原則として、申請前概ね3ヶ月以内（証明の内容が証明の日現在であること。）のものであること。

ア 金融機関が発行する残高証明書

イ 「融資（見込）証明書（参考例）」（別紙様式例第17号）、金融機関等が受け付けた融資申込書の写し

ウ 預金通帳の写し

エ 贈与等の意思等を明示した書類（「転用資金に係る確約書（参考例）」（別紙様式例第18号））、金銭消費貸借契約書

なお、親族・知人等から贈与や融資を受ける場合にあつては、前記エに加え、その親族等のアからウのいずれかの書面を併せて提出する必要があること。

また、土地（農地）に係る贈与の場合にあつては、当該部分について資金証明書が不要となるものの、農地転用許可申請書<sup>※1</sup>又は「贈与契約書（参考例・記載例）」（別紙様式例第19

号) ※<sup>2</sup>においてその旨確認※<sup>3</sup>することができること。

- ※1 農地法第3条(又は同法第5条)の規定による許可申請書において、冒頭の部分で、譲渡人及び譲受人の署名(記名)捺印欄があるため、ここに双方の署名(記名)捺印があり、「権利を設定し又は移転しようとする契約の内容」の箇所に、譲渡人所有農地を譲渡人に対し、生前一括贈与する旨の記載があれば、改正民法550条にいう書面であると認めてよいと考えられること。(同旨。最判昭37.4.26民集16.4.1002)
- ※2 贈与契約の書面については、難しいことが書かれている必要は無く、「誰が、誰に、何を、いつ、贈与する」かが記載してあれば十分であること。
- ※3 申請書に贈与契約書等が添付されていない場合にあっては、申請書の内容との整合性を確認するため、必要に応じて贈与契約書等作成の有無を確認すること。

### (3) 夫婦が共同して住宅を建築する場合における農地転用許可申請の取扱い

#### ア 基本的な考え方

法第5条の許可は、「農地を農地以外のものにする」ために、「権利の設定又は移転」をすることに対する許可であるので、申請者である譲受人は、土地の権利の取得者であるとともに、転用行為を行う転用事業者である必要があること。

#### イ 具体例

- (ア) 夫婦が共有(共同)で権利の取得者となる場合  
申請者(譲受人)は夫婦の連名となること。  
なお、所有権移転の場合は持分設定の上、転用行為は夫婦が共同で行う必要があること。
- (イ) 夫婦の一方が権利の取得者となる場合  
申請者となる者が、権利の設定、移転を受け、転用行為を行う必要があること。  
ただし、新たに建築する住宅に夫婦が同居を予定し、事業計画において二人で住宅を建てるということであれば、転用行為の共同性を認め、資金証明書について申請者以外の一方が資金の一部を負担することとなっても、申請者の転用行為と認めるものとする。

#### ウ その他

- (ア) 事業計画において、申請者が転用行為を行わないことが明確な場合は、転用事業者と認められないため、法第5条の許可対象とならないこと。
- (イ) 親子についても、上記と同様に取り扱うものとする。また、これら以外の場合については、個別具体的な判断を要するため、別途検討が必要となること。

## 2 砂利採取関係

### (1) 砂利採取事業に係る農地転用許可申請の取扱い

#### ア 国協議案件の判断

同一事業者が同一事業の目的に供するため4haを超える農地を農地以外のものにする場合は、原則として、農林水産大臣との協議が必要となること。

しかし、同一事業かどうかの判断は、必ずしも砂利採取法の申請の取扱いと一致しない(砂利採取法では、従前認可面積の50%を超えて追加される申請、50%以内であっても従前認可期間内に埋め戻しが完了しない事業の申請は独立した新規申請として取り扱われる。)ので留意し、追加区域が一連の事業計画のもとに行われるものかどうかを個別具体的に検討する必要があること。

#### イ 従前に許可された区域の事業が完了した場合の取扱い

追加区域の申請が提出された場合であっても、従前に許可された区域の事業が完了すれば、追加区域に係る申請は、従前許可区域の事業とは独立したものとして取り扱われるものとする。

なお、事業完了の判断は、原則として砂利採取法第24条の廃止届によるものとし、その時期は砂利採取法に基づく認可等に係る所管課へ廃止届が提出され現地確認を終了した時点とするものとする。

## ウ 申請書の受理と申請者に対する指導

農地転用許可申請書が提出された場合は、まず許可権者を確認し、申請先が誤っている場合は、申請者に書類の補正を指示するなど適切な措置を取ること。

なお、前記イにより従前許可区域の事業完了後に追加区域の事業を着手することが確認できる場合は、申請者に、転用許可は従前許可区域の事業完了後に行うことを説明すること。

## (2) 砂利採取事業に係る農地転用許可の取扱い

ア 搬出入路として転用許可又は事業計画変更の承認を受けている土地について、引き続き砂利採取を行おうとするときは、あらかじめ事業計画変更の申請を行わせること。

イ 砂利採取場又は搬出入路として転用許可又は事業計画変更の承認を受けている土地について、他の砂利採取場のための搬出入路として引き続き使用しようとするときは、あらかじめ事業計画変更の申請を行わせること。

なお、この場合において、変更後の事業計画における転用期間は、当該他の砂利採取場の転用許可に係る許可期間を超えることができないこと。

ウ 上記ア及びイにおいて、当該砂利採取場又は搬出入路が農用地区域内であるときは、変更後の事業計画における転用期間は当初の転用許可に係る許可期間の初日から3年を超えることができないこと。

エ 砂利採取場及び当該砂利採取場のための搬出入路について転用許可を受けようとする場合において、搬出入路の転用期間は当該砂利採取場に係る転用期間を超えることができないこと。

## (3) 一時転用を恒久転用に切り替える場合等の取扱い

ア 農振法第8条第2項第1号に規定する農用地区域において行われている農地等の一時転用について、原状に回復することなく、転用目的を変更し、又は他の者に転用事業を継承させることは認められないこと。

ただし、砂利採取場を目的とする一時転用について、他の砂利採取場のための搬出入路に転用目的を変更しようとする場合及び砂利採取場のための搬出入路を目的とする一時転用について、砂利採取場に転用目的を変更しようとする場合又は引き続き他の砂利採取場のための搬出入路として使用しようとする場合において、事業計画変更の承認を受けるときはこの限りではないこと。

イ 農用地区域において行われている農地等の一時転用について、事業計画変更の承認を受けて単に転用期間を延長しようとするだけの場合でも、転用期間は、当初の転用許可に係る許可期間の初日から3年を超えることができないこと。

## (4) 農地の一時転用許可に係る埋戻し等の適正化の確保

一時転用許可申請のうち、区域外から持ち込んだ土砂等による埋め戻し又は区域外から持ち込んだ土砂等の埋め込みを伴うものについては、以下の方法により埋戻し等の適正化を図るものとする。

ア 農地転用許可申請書の「転用計画」の「権利を移転し、又は移転しようとする理由の詳細」欄に次の事項を記載するよう、申請者を指導すること。

(ア) 区域外から持ち込んだ土砂等の調達先及びその内容

(イ) 農地への確実な復元を行う旨

### <記載例>

- ・埋め戻しについては、〇〇㈱から購入する山土を用いて、農地への復元を行う。
- ・〇〇市発注の〇〇事業工事残土を埋め込み嵩上げをした後、耕土をかぶせ、農地へ復元を行う。

イ 前記アの内容に疑義がある場合は、必要な範囲において、その内容を確認できる書類の添付を求めること。

なお、この場合にあっても、申請者に過度の負担とならないように留意すること。

(5) 地域計画の区域内における砂利採取事業を目的とした一時転用許可申請の取扱い

ア 砂利採取業者は、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号、21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）運用通知第2-1-(2)-ウ-(イ)\*の趣旨を踏まえ、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）の区域内における砂利採取事業を行う場合にあつては、当該地域計画に係る協議の場で合意を得たうえで農地転用の許可申請をする必要があること。

また、転用許可に係る申請時点で農業を担う者が特定されており、かつ、当該農業を担う者の変更がない場合は、協議が不要となる（合意を得る必要がない）こと。

なお、地域計画の区域内における砂利採取事業を行う際の協議の場の開催方法については書面開催でも差し支えないこと。

※「運用通知」第2-1-(2)-ウ-(イ)（関係箇所抜すい）

ウ 地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合（法第4条第6項第5号）

→法第4条第6項第5号の「地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがある場合」とは、次のいずれかに該当する場合とされている。

(イ) 地域計画に係る農地を農地以外のものにするにより、当該地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合（規則第47条の3第2号）。

→当該公告に係る地域計画の区域内の農地が農地以外の用途に供されることにより、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標の達成に支障が生じる場合等の場合については、「地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合」に該当するものと解される。

ただし、基盤法第19条第8項の規定による地域計画の公告があつた後も、

- a 当該公告に係る地域計画の区域内の農地が農地以外の用途に供されることにより、当該地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成に支障が生じる場合
  - b 当該公告に係る地域計画の区域内の農地において農業を担う者が特定されている場合又は農業を担う者の確保が見込まれている場合において、その者に係る当該地域計画の区域内の農地を農地以外の用途に供する場合
  - c 当該公告に係る地域計画の区域内の農地が農地以外の用途に供されることにより、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標の達成に支障が生じる場合
- 等の場合については、「地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合」に該当するものと解される。

なお、a から c までに掲げる場合のいずれかに該当する場合であっても、例えば、

- i 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を農地以外のものにするときにおいて、その利用に供された後にその土地が地域計画に位置付けられた農業を担う者が行う耕作の目的に供されることが確実に認められるとき等については、「地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合」には該当しないものと解される。

イ 運用通知第2-1-(2)-ウ-(イ)-c-i 「(前略) 地域計画に位置付けられた農業を担う者が行う耕作の目的に供されることが確実に認められるとき」について確認するためには、砂利採取業者による農地復元後に地域計画に位置付けられた農業を担う者が耕作を行うことについて、協議・確認がされたことが分かる書面の添付が必要となること。

なお、地域計画に位置付けられた農業を担う者による同意書については、「地域計画区域内における一時転用等同意書（参考例）」（別紙様式例第20号）によるものとする。

ウ 転用許可の申請時点で農業を担う者が直ちに見つからない等により「今後検討等」として位置付けられた農地で事業を実施する場合は、「地域計画区域内における一時転用等同意書

書（参考例）」（別紙様式例第20号）の添付が不要となること。

なお、この場合、事業地において農地復元後に地域計画に位置付けられた農業を担う者が不存在となることから、運用通知第2-1-(2)-ウ-(イ)の趣旨を踏まえ、当該地域計画に係る協議の場で合意を得たうえで農地転用の許可申請をする必要があるものとする。

エ 農地転用許可権者は、砂利採取事業に係る農地転用の許可条件として、「農地復元後1年間、6か月ごとの復元した農地における耕作の状況報告書を提出すること。」を追加し、当該報告書に耕作者に対する確認結果の報告を求めること。

なお、当該報告については、「地域計画区域内における砂利採取目的での農地転用許可に係る事業実施状況報告書（参考例）」（別紙様式例第21号）によるものとする。

### 3 太陽光発電事業を目的とする農地転用許可申請に係る添付書類関係

#### (1) 基本的な考え方

事業計画において、太陽光発電設備を電気事業者の電力系統に連系することとされている場合には、電気事業者と転用事業者が連系に係る契約を締結する見込みがあることを確認する必要があること。

#### (2) 事業実施の見込みを確認する書類

事業計画の認定に関しては経産省からの「事業計画認定通知」又は認定の見込みが分かる書類により事業実施の見込みを確認するものとする。

なお、認定の見込みが分かる書類については、接続の同意を示す書類の写し及び事業計画認定申請書\*の写しをもって、事業実施の見込みがあるものとして取り扱うことができるものとする。

また、認定に係る設置者（転用事業者）の変更を伴う場合にあっては、経産省に対する事業計画の変更認定申請書の写し及び当該変更に係る当事者間の契約書等を確認することにより、申請者による事業実施の見込みが確認できれば足りるものとする。

※農地転用許可申請時にあっては、オンライン申請等により経産省に対する事業計画認定申請をしたことが分かる書類を添付することにより、申請をすることができる。

#### (3) 接続の同意を示す書類

	接続同意日	提出を求める書類
(7) 原則	工事費負担金契約の締結日	連系承諾及び工事費負担金の額を定めた書類
(イ) 工事費負担金の額が契約書に記載していない場合（工事費負担金は発生）	工事費負担金の請求日	①連系承諾書類 + ②工事費負担金の請求書
(ロ) 工事費負担金がない（0円）の場合	連系承諾日	連系承諾書類

#### (4) FIT制度を活用して取り組む営農型太陽光発電に係る事業実施の確実性の確保

ア FIT制度を活用した営農型太陽光発電施設に係る農地の一時転用許可申請の事務処理に当たっては、申請者が過去に違反した事実があるなど、転用事業の確実性に疑義がある場合は、必要に応じてFIT認定の進捗状況を申請者に確認等すること。

イ 農業委員会においては、農地の一時転用許可申請書の受け付け時に、申請者に対して、事業計画認定申請書の写しを速やかに提出するよう指導すること。

#### (5) 地域計画の区域内における営農型太陽光発電事業を目的とした一時転用許可申請の取扱い

ア 地域計画の区域内における営農型太陽光発電事業を行う際の協議の場の開催方法について

ては書面開催でも差し支えないこと。

イ 協議の場で合意を得たことについては、「協議の結果の公表」（農業経営基盤強化促進法基本要綱参考様式第5-1号）により確認すること。

なお、協議の結果の公表に時間を要する場合などにあつては、農業委員会が作成する「許可申請書に係る意見書」（様式例第4号の1、同第4号の2）などにおいて協議の場で合意を得たことを確認することができるものとする。

#### 4 農地法関係事務に係る処理基準（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知。以下「処理基準」という。）第6-1-(1)-②-イ中の都道府県知事等が定める基準（特別基準）

##### (1) 農業従事者の雇用割合

「就業機会の増大に寄与する施設」に該当するか否かは、当該施設において新たに雇用されることとなる者に占める農業従事者の割合が、3割以上であるか否かをもって判断するものとする。

##### (2) 農業従事者の定義

農業従事者については、農林水産省が実施する直近の農林業センサス<sup>\*1</sup>の関係市町村における「自営農業従事日数階層別の農業従事者<sup>\*2</sup>（自営農業に従事した世帯員数）」とするものとする。

なお、運用通知第2-1-(1)-イ-(イ)-c-(c)により、「農業従事者」には、農業従事者の世帯員も含まれること。

※1 農林業センサスは、我が国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に、5年ごとに行う調査となる。〔出典〕農林水産省HP

※2 農林業センサスにおける農業従事者の定義：15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者。

##### (3) 「就業機会の増大に寄与する施設」該当性の判断

処理基準第6-1-(1)-②-イにより、「就業機会の増大に寄与する施設」に該当するか否かは、当該施設において新たに雇用されることとなる者に占める農業従事者の割合で判断するものとされるが、この「新たに雇用」とは、事業規模拡大等に伴う新規雇用をいうものとする。

そのため、工場の移転等に伴う従業員の継続雇用の場合は、新たな雇用者数に含めない。

##### (4) 雇用実績の報告等

関係農業委員会は、運用通知第2-1-(1)-イ-(イ)-c-(c)に基づく「就業機会の増大に寄与する施設」における雇用協定に係る管内の雇用実績の報告状況等について、「雇用実績の報告状況等管理表」（別紙様式例第22号）により、毎年12月末の状況を翌年1月10日までに農林事務所へ報告すること。また、農林事務所は1月20日までに農村振興課へ進達すること。

##### (5) 農産法等の活用検討

関係市町村が上記特別基準を適用しようとする場合にあつては、事業用地に係る土地利用上の特例（農振法の農用地区域からの除外の特例、農地法の農地転用許可の特例）等支援措置があることを踏まえ「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号。いわゆる「農産法」）又は「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」（平成19年法律第40号。いわゆる「地域未来投資促進法」）に基づく計画の策定等を検討するものとする。

#### 5 「都市等との地域間交流を図るために設置される施設」の取扱い

運用通知第2-1-(1)-イ-(イ)-c-(b)に基づく「都市住民の農業の体験その他の都市等との地域

間交流を図るために設置される施設」については、都市側のニーズに対応した受入体制の整備と情報発信を行うことで、グリーンツーリズムの推進による農山村地域の活性化に資する施設であることを要する。

そのため、岐阜県の豊かな地域資源を活かした農林漁業体験メニューを提供するなどの一定の基準を満たす施設に係る登録制度である「岐阜県農林漁業体験施設登録制度」（平成19年6月農振第595号）に基づく登録予定の有無を申請者に対し確認するものとする。

## 6 隣接する土地の取扱い

運用通知第2-1-(1)-イ-(イ)-e-(e)に基づく「既存の施設の拡張」及び運用通知第2-1-(1)-イ-(イ)-fに基づく、いわゆる「一体利用地」における、隣接する土地の取扱いについては、以下の基準により取り扱うものとする。

(1) 申請地は既存施設と一体的に利用されることが、合理的な状況となっていること。

里道（赤線：法定外公共物）等狭小な農地以外の公共用道路敷地が介在し、既存施設と申請地が直接的に隣接していない場合であっても、既存施設と申請地が一体的に利用されることが合理的な状況となっている場合にあつては、この規定の適用が可能であること。

また、農業用水路や水路（青線：法定外公共物）等狭小な農地以外の水路用敷地が介在し、既存施設と申請地が直接的に隣接していない場合にあつては、当該敷地上に設置する工作物について管理者による占使用の許可がある等、既存施設と申請地が一体的に利用されることが合理的な状況となっている場合にあつては、この規定の適用が可能であること。

なお、隣接する土地の取得が困難なことを理由に申請地が飛び地となる場合にあつては、これらの規定の適用が困難であること。

(2) 既存施設と申請地により「一団の農地」\*を分断しないものであること。

※「一団の農地」を優良農地と位置付けているのは、農地がまとまって存在することによって、

①農業機械による営農が可能になり、労働生産性が高まること。

②農道等の維持管理や防除作業を効率的に行うことができること

等、スケールメリットを活かせることによる。

（農林水産省『農地転用許可基準の判断事例集』（農地の集団性の判断）

## 7 その他参考となるべき書類の取扱い

(1) 農地転用許可申請書又は農地転用届出書に添付する必要がある書類については、規則及び事務処理要領に定められており、それ以外の書類については、特に審査をする必要がある場合を除き提出を求めないこと。

(2) 「農地転用許可事務の適正化及び簡素化について」（令和4年3月31日付け3農振第3013号 都道府県知事あて農林水産省農村振興局長通知）のとおり、農地転用許可申請書又は農地転用届出書に添付義務のない隣接者の同意書や自治会長の同意書、申請地に係る農地を担当する農業委員（農業委員会法第17条に基づき委嘱された農地利用最適化推進委員を含む。以下同じ。）の確認書等の添付を一律に求めないこと。

(3) 申請書又は届出書の提出に当たって自治会長又は農業委員に稟議の経由印を求め、農業委員会事務局で申請を受け付けるといった運用はしないこと。

## 第4 農地転用許可に伴う事業実施の確認関係

### 1 農地転用許可に係る工事進捗状況及び工事完了の把握の徹底

法第4条又は第5条の規定による農地転用許可については、事業を行うことの必要性・確実性等が審査の対象とされていることから、許可後においては許可に係る土地が当該許可の目的に供されたことを確認することが必要となる。

そのため、特に以下に該当する事案については、許可書の交付時において申請者に別記書面を交付の上、許可条件に基づき工事進捗状況及び工事完了の報告書を提出するよう指導し、事業実施の確認を徹底するものとする。また、事業計画変更の承認事案についても、同様の取扱いとする。

なお、農地転用許可に際しては、許可書記載事項の条件により、以下の報告を行うことが許可の条件とされていることに留意すること。

- (1) (通常の転用事業の場合) 許可の日から3か月後及びその後1年ごとの工事進捗状況報告
- (2) (資材置場等目的の場合) 許可の日から6か月ごと3年間の事業実施状況報告
- (3) (営農型太陽光発電目的の場合) 翌年2月末までの栽培実績等報告
- (4) 工事が完了した場合の工事完了報告

## 2 農地転用許可後の工事進捗状況報告の取扱い

- (1) 許可書については、「農地転用許可指令書」(別紙様式例第23号)を使用するものとし、許可のあったときは、許可条件の2により「農地転用許可(・承認)後の工事進捗状況報告書」(別紙様式例第24号)を提出させるものとするが、農業委員会は、その報告があった場合は、整理保管の上、許可条件履行状況調査等転用事業の監督指導のための資料とするものとする。
- (2) 農業委員会は、前記(1)により提出があった報告書については、あらかじめ農林事務所から送付を受けた「事業進捗状況管理表」(別紙様式例第10号)に必要事項を記載の上、当該管理表を農林事務所に対し報告するものとする。
- (3) 3,000㎡以下の許可に係る工事完了報告については、「土地現況確認申請書」(別紙様式例第25号)をもってこれに代えることができるものとする。

また、3,000㎡を超える許可に係る転用事業者に対しては、「農地転用許可(・承認)後の工事完了報告書」(別紙様式例第26号)と併せて「土地現況確認申請書」(別紙様式例第25号)を提出させるものとする。

なお、農業委員会は現況確認の上、別表に定める土地現況確認及び農地台帳非登載確認の基準(以下「確認基準」という。)に適合するものについては、「土地現況確認書」(別紙様式例第27号)を交付するとともに「農地転用許可(・承認)後の工事完了報告書」(別紙様式例第26号)を農林事務所に対し送付するものとする。

## 3 一時転用許可後における工事進捗状況等の把握

- (1) 農地転用許可権者は、一時転用事業者において、申請書に記載された工事完了の日までに農地に復元することが当然のことであっても、法第4条第7項又は法第5条第3項(法第3条第5項を準用)の規定により、許可には条件を付けてすることができることから、転用許可書の条件に「農地に復元すること」を明示すること。
- (2) 農地転用許可権者は、一時転用事業者に転用許可書を交付する際は、「農地転用許可(・承認)後の工事進捗状況報告書」(別紙様式例第24号)及び「一時転用許可(・承認)に係る工事完了報告書」(別紙様式例第28号)も併せて配布し、その提出の徹底を図り、一時転用許可後の工事進捗状況等を常に把握できるようにすること。
- (3) 農地転用許可権者は、農業委員会から「一時転用許可(・承認)に係る工事完了報告書」(別紙様式例第28号)の送付があった場合において、報告書の内容から必要があると認めるときは、関係機関と連携して、適切に現況確認等を行うこと。
- (4) 農地転用許可権者は、一時転用事業者が、当該許可の当初計画どおり工事が進捗していない(未着手及び遅延)と認められるときは、当該事業者に対し、速やかに工事に着手し又は工事を完了すべき旨を「催告書(参考例)」(別紙様式例第29号)により催告し、事業計画の変更が必要な場合には、事業計画変更承認の手続をとるよう指導すること。

<対象事業>

事案の内容	交付する書面
転用面積が3,000㎡超 転用目的が分譲住宅 ※転用面積に拘わらない	「農地転用許可（・承認）後の工事進捗状況報告書」 （別紙様式例第24号）
転用目的が駐車場、資材置場 ※転用面積に拘わらない	「資材置場等目的での農地転用許可に係る事業実施状況報告書」 （「資材置場等目的での農地転用許可の取扱いについて」（令和6年3月28日付け5農振第3179号都道府県知事あて農林水産省農村振興局長通知）別紙様式）
地域計画の区域内における砂利採取事業 ※転用面積に拘わらない	「地域計画区域内における砂利採取目的での農地転用許可に係る事業実施状況報告書（参考例）」 （別紙様式例第21号）
砂利採取事業、農地の嵩上げ等 一時転用に該当する事業 ※転用面積に拘わらない	「一時転用許可（・承認）に係る工事完了報告書」 （別紙様式例第28号）
転用目的が営農型太陽光発電 ※転用面積に拘わらない	【新制度（R6.4.1以降）に申請されたもの】 ①「栽培実績書」 （「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」（令和6年3月25日付け5農振第2825号農林水産省農村振興局長通知）以下「ガイドライン」という。）別紙様式例第10号） ②「収支報告書」（ガイドライン別紙様式例第11号） 【旧制度（R6.3.31まで）に申請されたもの】 「栽培実績書」※新制度と様式が異なるため注意

4 土地現況確認

(1) 農地転用後の土地の現況確認

農地転用許可制度の適正な運用及び不動産登記法（平成16年法律第123号。以下「不登法」という。）による地目認定との円滑な調和を図るため、農地転用許可及び農地転用許可に係る事業計画変更承認を受けた農地の転用後の土地（都計法第7条第1項の規定による市街化区域内の土地を除く。）の現況確認については、転用事業者の申請に基づき農業委員会が実施するものとする。

また、農業委員会は、農地転用許可（農地転用事業計画変更承認を含む。）後、当該許可等に係る転用の目的を達成した者の申請に基づき、現地について調査し、「土地現況確認書」（別紙様式例第27号）を交付するものとする。

(2) 農地転用許可を受けた土地の現況確認申請

岐阜県知事許可に係る法第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可（以下「農地転用許可」という。）を受けた転用事業者が、当該転用の目的に係る事業の用に供するための工事等を完了したときは、「土地現況確認申請書」（別紙様式例第25号）に農地転用許可書を添えて農業委員会に提出し、その確認を受けるものとする。

(3) 農地転用許可に係る事業計画変更承認を受けた土地の現況確認申請

農地転用許可後の事業計画変更の承認を受けた転用事業者が、当該転用の目的に係る事業の用に供するための工事等を完了したときは、土地現況確認書に「農地転用事業計画変更承認書」（別紙様式例第13号）を添えて農業委員会に提出し、その確認を受けるものとする。

**(4) 農地法の適用を受けない土地の農地台帳非登載確認申請**

法第2条第1項に規定する農地又は採草放牧地でない土地（上記(2)及び(3)に該当し確認を受けることを要する土地を除く。）の所有者は、「農地台帳非登載確認申請書（参考例）」（別紙様式例第30号）に位置図、字絵図、登記事項証明書及び農地又は採草放牧地でなくなったことを証する現況写真を添えて農業委員会に提出し、その確認を受けるものとする。

なお、運用通知第4-(3)-アの規定に基づき農業委員会が農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものとして、同ウの規定に基づき対象地が農地に該当しない旨の判断を行うことが相当である場合を除くものとする。

**(5) 農地転用許可書等を添付できない場合における土地現況確認申請**

上記(2)及び(3)に該当する場合であって、やむを得ない事情により農地転用に係る許可書又は承認書を添付できないときは、「農地転用許可書等を添付できない場合における土地現況確認申請書（参考例）」（別紙様式例第31号）を農業委員会に提出し、その確認を受けるものとする。

**(6) 土地現況確認及び農地台帳非登載確認の基準**

農業委員会は、上記(4)及び(5)により「農地台帳非登載確認申請書（参考例）」（別紙様式例第30号）又は「農地転用許可書等を添付できない場合における土地現況確認申請書（参考例）」（別紙様式例第31号）の提出があったときは、「土地現況確認及び農地台帳非登載確認の基準」（別表1）及び「農地法の適用を受けないことの確認に関するフロー図」（別表2）に従い、申請地について農業委員会サポートシステム（農地台帳を含む。）を確認し、確認基準に適合するかどうかを確認するものとする。

**(7) 法第2条第1項に規定する農地又は採草放牧地でないことの確認（農地台帳非登載確認）**

法第2条第1項に規定する農地又は採草放牧地でないことの確認については、土地所有者からの「農地台帳非登載確認申請書（参考例）」（別紙様式例第30号）の提出に基づいて農業委員会が、農業委員会サポートシステム（農地台帳を含む。）の確認を行い、確認基準に適合する場合にあっては「農地台帳非登載確認書（参考例）」（別紙様式例第33号）を申請者に交付するものとする。

なお、運用通知第4-(3)-アの規定に基づき農業委員会が法第2条第1項に規定する農地に該当しないものとして、同ウの規定に基づき対象地が農地に該当しない旨の判断を行うことが相当である場合を除くものとする。

**(8) 土地現況確認書又は農地台帳非登載確認書の交付**

農業委員会は、確認基準に適合することを確認したときは、「土地現況確認書」（別紙様式例第27号）、「農地転用許可書等を添付できない場合における土地現況確認書（参考例）」（別紙様式例第32号）又は「農地台帳非登載確認書（参考例）」（別紙様式例第33号）を申請者に交付するものとする。

**(9) 確認基準に適合しない場合の措置**

農業委員会は、確認基準に適合しないことを確認したときは、当該申請を却下するとともに別表1に定める措置をとるものとし、土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利害を衡量して特に法第51条による処分及び命令を要すると農業委員会が認めるときは、事務処理要領別紙1の第4の6の(1)による「違反転用事案報告書」（事務処理要領様式例第4の11）を農林事務所に提出するものとする。

**(10) 土地所有者等に対する周知**

県、農業委員会その他の関係機関は、不登法による農地から農地以外への地目変更又は更正に係る土地の表示に関する登記申請に当たっては、「土地現況確認書」（別紙様式例第27号）

又は「農地台帳非登載確認書（参考例）」（別紙様式例第33号）を添付するよう土地所有者等に対して周知を図り指導するものとする。

#### (11) 提出部数

「土地現況確認申請書」（別紙様式例第25号）、「農地転用許可書等を添付できない場合における土地現況確認申請書（参考例）」（別紙様式例第31号）又は「農地台帳非登載確認申請書（参考例）」（別紙様式例第30号）にあつては、正副2部提出するよう指導するものとする。

### 第5 地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱い関係

#### 1 調査体制の整備

「登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱いについて」（昭和56年8月28日付け56構改B第1345号。以下「登記官照会通知」という。）記1(1)により農地から農地以外の地目への変更に係る登記官からの照会に対する農業委員会（又は「農業委員会事務局」以下同じ。）の回答に当たっては、農業委員又は農地利用最適化推進委員（以下「農業委員等」という。）3名以上と農業委員会事務局職員による現地調査を実施し、現況地目の確認をすることとされているが、回答期限が登記官の照会の日から2週間以内となっていることを踏まえ、あらかじめ担当農業委員等を農業委員会において指名する等の措置を講じておくこと。

#### 2 現況調査の結果報告

現地調査の結果、農地転用許可の必要な事案であるに拘わらず、許可を得ずして農地以外の現況地目にされていることが明らかになった場合は、「農地の無断転用に対する措置についての照会書」（別紙様式例第34号）により農林事務所へ報告し、当該土地の原状回復命令の可能性等登記官への回答に必要な指示を受けること。

なお、回答期限までに農業委員会から登記官への回答がなされない場合においては、登記事務に支障を生ずることとなるので、農林事務所への報告は、登記官からの照会のあった日から1週間以内に行うこと。

この場合において、照会書作成に係る意思決定の時間的猶予が無いなどやむを得ない事情があるときは、照会書の報告事項について電子メール及び電話による連絡等（以下「連絡等」という。）の措置をとることも差し支えないこと。

#### 3 法務局に対する回答

登記官照会通知の回答期限については、登記処理の促進等の関係から厳守すべきものであるが、事案により期限内に回答することが困難なことが予想される場合にあつては、あらかじめ登記官と連絡調整し、法の適正な運用に支障を来すことのないよう措置されたいこと。

#### 4 登記官照会通知による対応

農林事務所は、農業委員会から照会書による報告（これに代わる連絡等を含む。）を受けた場合においては、速やかに、現地調査を実施し、調査結果に基づき当該土地に係る原状回復命令の可能性の有無について、登記官照会通知記1(3)により登記官に回答すべき期限前に農業委員会に適宜の方法により指示すること。

なお、照会に係る土地について原状回復命令の発せられる可能性がある旨の指示を農業委員会に対し行った場合においては、上記照会による報告書の写し（連絡等の場合はそれに代わるべき書面）に現地調査結果の概要を記載した書面その他参考資料を添付し速やかに農村振興課あて報告すること。

農村振興課は、当該報告に基づき関係者からの事情聴取・現地調査等を実施し、当該事案に係る原状回復命令の可否について審査し、登記官照会通知記1(4)により農業委員会が登記官に対して行う通知期限前に農林事務所を経由してその取扱いを農業委員会に通知するものとする。

## 第6 農地転用許可があったことに係る証明事務の取扱い

### 1 基本的な考え方

- (1) 農地転用許可書を受領した後に紛失・破損した者、その他許可が取り消されていないことの証明を要する者は、「許可があったことの証明願（参考例）」（別紙様式例第35号）を農業委員会を經由して農林事務所に提出することにより、農地転用許可があったことの証明を受けることができるものとする。  
なお、許可書の再発行は行わないものとする。
- (2) 転用許可があったことの証明は、単に過去において許可がなされ、かつ、証明時点において転用許可が取り消されていないことを証明するものであって、転用行為がなされたことを証明するものではないこと。

### 2 転用許可があったことの証明

#### (1) 農業委員会の事務処理

- ア 農業委員会は、証明願に受付印を押印するものとする。  
なお、交付申請者が許可の当事者と異なるときは、委任状が必要となること。
- イ 農業委員会は、過去に農地転用許可が行われたことが分かる台帳等（以下「許可台帳等」という。）と照合の上、証明願に所定の事項を記載・押印し、農林事務所に送付するものとする。
- ウ 農業委員会は、証明書が農林事務所から送付されたときは、申請者に交付するものとする。

#### (2) 農林事務所の事務処理

- ア 農林事務所は、農業委員会より送付を受けた「許可があったことの証明願（参考例）」（別紙様式例第35号）に受付印を押印し、許可台帳等により許可済みのものであるかどうかを確認するものとする。  
なお、法第4条許可にあつては平成7年度以前、法第5条にあつては平成12年度以前になされた許可に係る許可台帳等が本庁にあることから、それらについては、必要に応じて、農村振興課に照会するものとする。
- イ 農林事務所は、証明することを決定した場合には、農業委員会を經由して申請者に「許可があったことの証明書（参考例）」（別紙様式例第36号）を交付するものとする。

#### (3) 農村振興課の事務処理

- 農村振興課は、照会事項について許可台帳等により確認の上、農林事務所に回答するものとする。

### 3 証明事務の対応期間

- 農林事務所は、岐阜県における許可台帳等の文書保存期間（30年間）以内のものについて証明事務を行うものとする。

### 4 その他

- (1) 権限移譲市町村にあつては、権限移譲時に農地転用許可に係る事務引き継ぎがなされていることを踏まえ、県許可（転用面積4ha超の事案を除く。）に係るものであつても県により証明することができないこと。また、指定市町村にあつても、県により証明することができないこと。
- (2) 登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記の取扱いに関し、登記官から照会があつたときは、上記登記官照会通知によること。
- (3) 登記官より照会があつたときにおいては、上記第5により、当該登記官照会通知に係る取り扱いを定めていること。その際、農業委員会における許可台帳等により農地転用許可があつたことが判断できるときは、県への照会が不要となること。
- (4) 「農地に該当しない土地の農地台帳からの除外について」（平成30年3月12日付け29経営第

3242号農林水産省経営局農地政策課長通知)において、以下のとおり国の考え方が示されていることに留意すること。

ア 非農地判断は、人為的に農地を農地以外のものにしようとすることを規制する転用許可制度とは趣旨及び目的が異なるものであること。

イ 法に遊休農地に関する措置が設けられたことにより、農地として利用せず、遊休化している場合には、利用意向調査や農業委員会による勧告等が制度化されており、意図的に管理を放置して森林の様相を呈するなど非農地と判断される状態へ至らせることは制度上防止し得ることから、非農地判断との整合性は問題とならないこと。

## 第7 法第51条関係

### 1 違反転用に対する処分等に係る事務処理

農業委員会は、農地の移動・転用について、定期的に巡回点検を実施する等、違反事実の早期把握に努め、法第51条各号のいずれかに該当する者（以下「違反転用者」という。）に係る違反転用等の事案（以下「違反転用事案」という。）を知ったときは、速やかにその事情を調査し、市町村関係部課等と調整の上、違反転用者に対し、遅滞なく農業委員会法第35条第1項に基づき「違反転用事案報告書提出に係る勧告書（参考例）」（別紙様式例第37号）により違反転用事案に係る事実関係や違反転用者の今後の対応方針等の確認を行うこと。

#### <今後の対応方針の例>

- ・○月末までに、農地へ復元（原状回復）する。
- ・速やかに是正に向けた農地法に基づく手続きを行う。 等

### 2 違反転用事案報告書

農業委員会が違反転用事案を把握した場合には、事務処理要領別紙1の第4-6-(1)-ア-(ア)において、その事情を調査し、「違反転用事案報告書」（事務処理要領様式例第4号の11）を都道府県知事等に提出することとされているが、当該報告書の提出は、違反転用取組強化通知により、違反転用を把握した日から1か月以内に行うこと。

なお、総務省の「農地の保全及び有効利用に関する行政評価・監視の結果（勧告）」によると、農業委員会の指導によって是正が可能と判断されるものについては、都道府県知事に報告しないという運用がなされている農業委員会が見受けられたとのことであり、このような運用は、結果として都道府県知事等への報告がなされないまま違反転用状態の長期化を招く傾向にあることから、農業委員会の指導による是正の可否にかかわらず、速やかに都道府県知事等に報告すること。

また、農地転用許可申請の追認事案については、「許可申請書に係る意見書」（別紙様式例第4号の1、同第4号の2）の送付時までには上記「違反転用事案報告書」（事務処理要領様式例第4号の11）が農地転用許可権者に対し提出されていること。

### 3 違反転用事案処理簿

上記違反転用取組強化通知における事務処理要領別紙1の第4-6-(1)-ア-(キ)及びイ-(ウ)に基づく「違反転用事案処理簿」については別紙様式例第38号によるものとする。

### 4 営農型太陽光発電への対応

#### (1) 農業委員会による下部農地の営農状況の把握の徹底

「営農型太陽光発電の不適切事案への対応について」（6環バ第218号・6農振第1719号令和6年9月26日付け農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長・農村振興局農村政策部農村計画課長通知）により、農業委員会は、営農型太陽光発電の下部農地における営農状況について、適時把握し、不適切な事案については速やかに農地転用許可権者に報告する必要があること。

そのため、農業委員会はガイドライン6(2)に基づき、農地パトロールや各農業委員等の日

常的な活動の機会を捉えて、下部農地の営農状況の把握に取り組むことが求められること。

なお、現地確認を行った際には、当該農地の状況が分かる写真を撮影するなど、その状況が確認できる記録を残すことが望ましいこと。

## (2) 農地パトロールの実施

許可行政庁は、事業者から提出された報告書の内容を踏まえ、下部農地の営農状況に疑義がある事案に対して、関係農業委員会と共にパトロールを実施し、確認できた状況等を事業者に対する指導等に反映するものとする。

## (3) 下部農地での営農が不適切な事案を発見した場合

農業委員会は、下部農地での営農が不適切な事案を発見した場合は、農地転用許可権者に速やかに報告を行う必要があること。

なお、一時停止措置の適用については、農地転用許可権者による勧告以上の措置が行われている必要があることから、農地転用許可権者は、事業者が農業委員会及び農地転用許可権者による口頭指導に応じない場合は、これを惰性的に繰り返すことなく、「勧告書」（事務処理要領様式例第4号の12）による行政指導を行うこと。

## 5 不法・危険盛土等への対応

住民からの通報や法第30条に基づく利用状況調査時などにより、農地において不法・危険盛土等が発見された場合において、その情報を把握した者は、農地法違反の有無等可能な範囲で事実関係を確認するとともに、所定の方法により、「岐阜県盛土規制に関する連携会議設置要綱」（令和3年10月岐阜県制定）に基づく地域連携会議の構成員に対し情報共有を図ること。

## 第8 遊休農地関係

### (1) 遊休農地に関する措置を行った農地等に関する取扱い

ア 法第30条の利用状況調査等を踏まえ対象地が農地に該当しない旨の判断をした農業委員会は、運用通知第4-(3)-ウにより、当該対象地について、直ちに農地台帳の整理等を行うこと。

イ 当該対象地の所有者等に対してその旨を「非農地通知書（参考例）」（別紙様式例第39号）により通知する（所在が分からない所有者等に対してはこの限りではない。）こと。

ウ 岐阜県、市町村の固定資産税担当部局、法務局等の関係機関に対しては、その旨を「非農地通知一覧表（参考例）」（別紙様式例第40号）等により通知すること。

なお、岐阜県に対しては、農林事務所にその旨を通知することとし、当該通知のあて先は農林事務所長とする。

### (2) 農振農用地の非農地判断

「農地に該当しない土地の農地台帳からの除外について」（29経営第3242号平成30年3月12日付け農林水産省経営局農地政策課長通知）の別紙1において、「農用地区域内であっても非農地判断を行う」ことや「農業振興地域制度に関するガイドライン」（平成12年4月1日付け12構改C第261号農林水産省構造改善局長通知）により、農用地区域内で非農地判断を行った土地については、一体的な土地利用に支障を及ぼしたり周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれがある場合は、農町地区域に残置することとされており、非農地判断を行った土地が必ずしも農用地区域から除外されるものではない」とされていること。

### (3) 第三者により草刈り等の維持管理が行われている農地の取扱い

ア 「農地法第32条第1項の遊休農地」及び「再生利用が困難な農地（荒廃農地）」の判断基準は、それぞれ運用通知第3-1-(3)及び第4-(4)で示されていることから、その判断基準を踏まえ適正に確認すること。

イ 上記の基準によると、第三者により草刈り等の維持管理が行われている農地については、

その土地利用の現況を踏まえ、原則として遊休農地として判断しないことが適当と考えられること。

ウ 農業委員会は、所有者不明農地の発生抑止のため、必要に応じ、農地利用最適化推進委員を通じて、上記の第三者が草刈り等の維持管理を行っている理由等を確認し、第三者が当該農地を放置することで自身の営農に支障が生じるおそれがあることを理由として維持管理している場合は、法第36条に基づく農地中間管理権の取得に関する協議の勧告などを検討すること。